

日本バイクトライアル連合 規約

第1章 総 則

第1条(名称)

この協会は、日本バイクトライアル連合といい、国際的には BikeTrial Coalition Japan (略称BCJ)という。

第2条(所在地)

この協会は、事務局を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的および事業

第3条[日本バイクトライアル連合の目的]

日本バイクトライアル連合は、日本のバイクトライアルの水準の向上およびバイクトライアルスポーツの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第4条[本規約の趣旨]

本規約は、日本バイクトライアル連合の組織および運営に関する基本原則を定めることにより、日本バイクトライアルの安定的発展を図ることを目的とする。

第5条[遵守義務]

1)日本バイクトライアル連合の会員およびその役職員ならびに日本バイクトライアル連合に所属する選手、審判その他の関係者は、日本バイクトライアル連合の構成員として、本規約および日本バイクトライアル連合(以下「連合」という)の寄附行為ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

2)日本バイクトライアル連合の会員およびその役職員ならびに日本バイクトライアル連合に所属する選手、審判その他の関係者は、第3条の目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為等を行ってはならない。

第6条(事業)

この連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本バイクトライアル競技規則の改正、監修、運用

2. 全日本バイクトライアル選手権シリーズの開催
3. アジアバイクトライアル連盟主幹の競技に関する事
4. 世界選手権バイクトライアル日本大会の開催に関する事
5. バイクトライアル競技の開催
6. バイクトライアルの普及、指導及び研究に関する事。
7. バイクトライアルに関する講習会の開催、及び指導者養成に関する事。
8. バイクトライアルに関する資料の収集、保存、及び機関誌、その他刊行物の発行。
9. その他この連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産および会計

第5条(資産の構成)

この連合の資産は、次の通りとする。

1. 資産から生じる収入。
2. 事業に伴う収入。
3. 会員からの会費収入。
4. 寄付金品。
6. その他の収入。

第6条(資産の管理)

この連合の財産は、事務局が管理し、執行役員会がこれを監査・承認する。

第7条(経費の支弁)

この連合の業務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第8条(事業計画及び収支予算)

この連合の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表、副代表の承認を受けなければならない。

第9条(収支決算)

この連合の収支決算は事務局が作成し、役員総会で承認を受けなければならない。

第10条(会計年度)

この連合の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第4章 組織

第1節 役員会

第11条(役員総会)

1. BCJ 役員総会(以下総会)は、全日本選手権主催者及びそれに相当するバイクトライアル競技会主催者である各地域支部役員をもって構成する。地域の区分は北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州とし各1名を原則とする。

第12条(招集)

毎年1回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第13条(役員を選任)

役員は互選で代表1名、副代表1名を定める。

第2節 執行役員会

第14条(執行役員会)

執行役員会は、代表1名、副代表1名の役員をもって構成する。

第5章 役員

第13条(役員職務)

1. 代表は、この連合の業務を総理し、この連合を代表する。
2. 副代表は代表を補佐、代表に事故あるときまたは欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序でその職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 代表は役員会を召集し、この連合の業務を議決し執行する権利を有する。

第14条(執行役員会の権限)

執行役員会は、

- 1) 連合の基本方針の決定
- 2) 正会員たるクラブから選任された実行委員の承認
- 3) 諸規程の制定
- 4) 所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- 5) その他定款および本規約に定める事項に関する決定

第15条(監査の職務)

監査業務は執行役員をもってこれにあたる。

1. この連合の財産状況を監査すること。
2. 役員の実務執行の状況を監査すること。
3. 財産状況、業務執行に不整の事実を発見したときは、これを役員会に報告すること。
4. 前号の報告をするために役員会を召集すること。

第16条(役員任期)

1. この連合の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第16条(役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、役員会において、役員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第17条(役員報酬)

役員は有給とすることができる。

1. 役員報酬は、執行役員会の議決を経て定め、役員会で承認する。

第15条(代理出席者の参加)

地域代表役員が推薦する者で、将来役員候補として地域の運営を担う者に対して、承諾申請を事務局に提出し、執行役員会の許可を得て、視聴参加として総会への参加を認める。

第16条(議事録)

総会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これを事務局に保存する。

第6章 事務局

第17条(事務局)

日本バイクトライアル連合の事務は、BCJの事務局長が統括する。

第18条(事務局員)

1. 連合の事務を処理するため、事務局を設け事務局員を置く。
2. 事務局員は有給とする。
3. 事務局に関する規程は、執行役員会及び役員会の議決を経て定める。

第7章 専門委員会

第19条(専門委員会)

この連合の事業遂行上必要な事柄を処理するため、専門委員会を設置する。

1. 専門委員会の組織および運営に関しては執行役員会及び役員会において定める。

第8章 規約の変更および解散

第25条(規約の変更および解散)

本規約の改正は、役員の発議に基づく総会の議決により、これを行う

第26条(解散)

この連合の解散は、役員会において役員現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第27条(残余財産の処分)

この連合の解散に伴う残余財産は、役員会において役員現在数の4分の3以上の議決を経て、本連合と類似の目的をもつ他団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

第28条(施行日)

本規約は、平成24年3月1日より実施する。

平成 24 年 2 月 25 日

日本バイクトライアル連合 会員 規約

